

総社市告示第 8 3 号

総社市介護保険料滞納者に対する給付制限取扱要綱（平成 1 7 年総社市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(給付制限等の措置)</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した法第 6 9 条第 3 項各号及び第 4 項に定める介護給付等については、7 割給付と、<u>同条第 5 項に定める介護給付等については、6 割給付とする。</u></p> <p>4 略</p> <p><u>様式第 1 号 (第 4 条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第 1 2 号 (第 1 6 条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(給付制限等の措置)</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した法第 6 9 条第 3 項各号に定める介護給付等については、7 割給付とする。</p> <p>4 略</p> <p><u>様式第 1 号 (第 4 条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第 1 2 号 (第 1 6 条関係)</u> 略</p>

附 則

この告示は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書

〒
様

第 年 月 日

総社市長



被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置(支払方法変更)をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、総社市役所 に相談してください。

【保険料滞納の状況】

年度保険料			年度保険料			年度保険料		
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ先  
総社市役所

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先 総社市役所

弁明書提出期限 年 月 日

介護保険給付の支払一時差止め等予告通知書

〒		様
---	--	---

第 号  
年 月 日

総社市長



被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの医療保険料等は下記のとおり滞納となっています。

医療保険料等が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第68条第1項・第2項に基づき保険給付の償還払い化の措置(支払方法変更)及び保険給付の一時差止めの措置を採ることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

「保険給付の一時差止め」とは、償還払い化された保険給付について、償還払いの申請があった場合、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について、支払の一時差止めを行うものです。

【医療保険料等の滞納状況】

医療保険の加入期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

年度医療保険料等			年度医療保険料等			年度医療保険料等		
期 別	医 療 保 険 料 等 額	う ち 未 納 医 療 保 険 料 等 の 額	期 別	医 療 保 険 料 等 額	う ち 未 納 医 療 保 険 料 等 の 額	期 別	医 療 保 険 料 等 額	う ち 未 納 医 療 保 険 料 等 の 額
第1期			第1期			第1期		
第2期			第2期			第2期		
第3期			第3期			第3期		
第4期			第4期			第4期		
第5期			第5期			第5期		
第6期			第6期			第6期		
第7期			第7期			第7期		
第8期			第8期			第8期		
計			計			計		

※ 上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承願います。

弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出してください。

弁明書提出先 総社市役所  
弁明書提出期限 年 月 日

問い合わせ先  
総社市役所